

宍粟市人材確保・定住促進基金の活用について（案）

■ 基金の趣旨

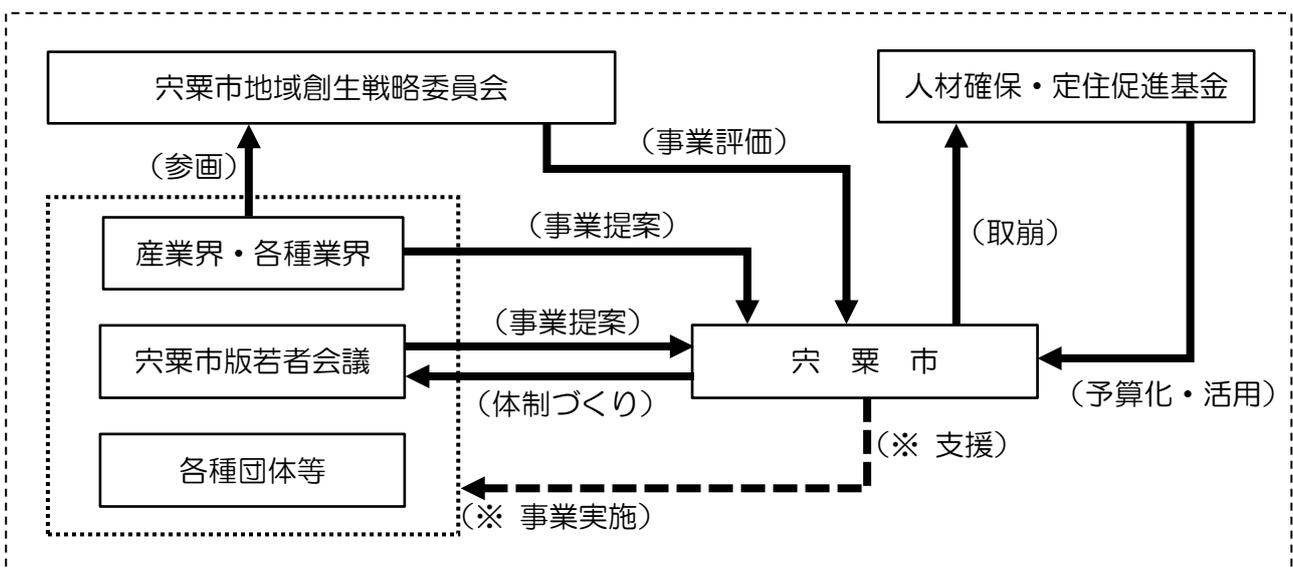
宍粟市の最重要課題である人口減少対策として、若年層の人口流出の抑制を図るとともに企業等における人材確保に資するため、「魅力ある雇用の場の創出」、「市内産業の人材確保」、「移住及び定住等を促進する事業」の実施にあたり、確実な事業の財源を確保することで、若者や企業等からの発案による実効性ある事業を展開するため、宍粟市人材確保・定住促進基金を設置するものです。

■ 基金の活用

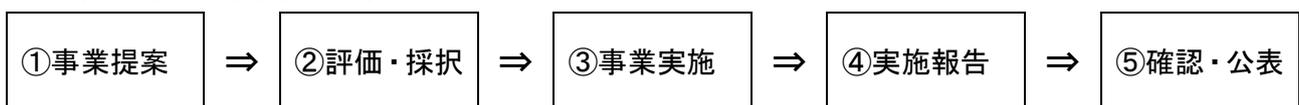
若者が生活や仕事、地域づくりについて議論する体制づくり（宍粟市版若者会議）を進め、将来の宍粟市を担う若者からの提案を受けるとともに、産業界をはじめ、保健・福祉や医療、教育など雇用や就職に関わる様々な現場からの提案を受け、宍粟市地域創生戦略委員会でより効果的な事業となるよう磨き上げたうえで、必要な事業費を市役所で予算化し、事業に取り組む。

※ また、事業提案者等への補助金として基金を活用することも想定。

<基金活用イメージ>



■ 事業提案～実施の流れ



- ① 事業提案：事業計画書により実施しようとする事業を提案
- ② 評価・採択：宍粟市地域創生戦略委員会で評価し、様々な角度から事業を見直し
宍粟市役所の補正予算時期にあわせて事業費を予算化・採択事業の公表
- ③ 事業実施：評価による修正や要件が付された場合はその点も踏まえて事業を実施
- ④ 実施報告：年度毎の進捗報告、事業完了後はその成果を報告
- ⑤ 確認・公表：進捗の進捗を確認し、事業の成果を公表

■ 事業分野

1 地域人材の育成・発掘と地域外からの人材誘致による地域産業の強化、地域経済の活性化
地域の特性を活かした魅力ある雇用の場の創出や地域の潜在的な人材の育成・発掘と地域外からの人材誘致により企業等の担い手を確保するとともに地域産業の強化を図る事業。また、地域内での経済循環を進めるなど地域経済の活性化を図る事業。
2 全ての市民が、その希望に応じていきいきと働ける社会環境の実現
企業等の従業員の職場・生活環境の向上につながる事業や育児や家族の介護など個人の働く時間が限定される中でも、柔軟な勤務体制の実施など企業等において活躍する場所の確保につながる事業。
3 移住・定住の促進による持続可能な地域社会の実現
転出に繋がる課題や転入の妨げとなっている課題を解決し、宍粟市内への移住・定住の促進につながる事業。また、若者や子育て世代が住みやすい地域づくりや活躍できる地域づくりにつながる事業。

■ 評価基準

妥当性：基金の趣旨に合致する事業であるか

計画性：事業の実施に必要な事項が具体的に計画されているか、実現可能性があるか

新規性：事業の内容に新しい要素が含まれ工夫がされているか

効果性：事業の直接効果や地域への波及効果が見込まれるか

継続性：事業の継続や発展、効果の継続が期待できるか

合理性：事業の実施に必要な項目、金額が計上されているか、内容と費用のバランスは適正か

■ 実施時期

項目	第1次	第2次	第3次	第4次
事業計画書の提出	5～6月	8～9月	10～11月	12～翌年1月
事業内容の評価	6～7月	9～10月	11～12月	翌年1～2月
事業費の予算化	9月	12月	翌年3月	翌年6月

※ 2018年度は別に指定する時期とする